



<携帯電話を解約すると>

携帯電話の契約は2年間などの契約期間があり、中途解約する場合は解約料を請求されるという問題があります。でも解約料を支払えば契約は終了するのでしょうか。

携帯電話やスマートフォンの契約では端末価格相当分が毎月の使用料から割り引かれることが一般的であり、実質端末代金0円での契約も少なくありません。手持ちのお金がなくても新しい端末が手に入り月額通信料の支払い開始で端末が使えるようになります。しかし実際は、端末は24回あるいはそれ以上の分割払いのクレジット契約をしています。

通信サービスの契約期間とクレジット返済期間を同じにしていることが多いと思います。消費者はその月額返済相当額を毎月の通信料から割引くという特典を受けているので実質、端末代金は支払っていないこととなります。端末のクレジット契約は埋もれて見えないのです。

通信料が支払えなくなった、端末が不要になったなど理由は様々あるでしょうが、中途解約すると解約料がかかります。そして解約しても端末代金の分割払いが残ります。通信サービスが解約になったことにより割引き特典が消滅し、端末の分割払いが現れるのです。SIMロックされて使えない端末のために支払いが続きます。端末代金の月額返済額と支払っていた月額利用料があまり変わらない場合は、契約満了まで利用料を支払うことと同じことになり、解約料を支払って中途解約するメリットはなく、実質、解約できないということかと思えます。

そのように思ったのは年金生活の高齢者の方からうかがった話からです。

「契約したばかりの携帯電話の請求額が2か月目に思ってもいなかった高額になり預金の残高不足で引落しができなかった。翌月から料金は最初の金額に落ち着いたが、それがつまずきとなり滞納が生じたため数か月後に解除となりました。未払利用料に解約料が加算され、これからは端末の分割払いが発生する。端末は使えないが通信利用料を支払うこととほとんど変わらないことになりました。」

契約から2年以内の解約は通常であればあまりないのかもしれませんが、それだけに端末代金支払い中の解約はそれぞれ事情があるように思います。

端末と通信サービスのセット契約はまだまだ隠れた問題があるように思います。丁寧に注視していきたいと思います。



中途解約には
注意が必要ね